

社会福祉法人グラディーレ 役員等報酬規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人グラディーレ（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義 等）

第 2 条 この規程でいう役員とは、法人の定款により定められた理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び弁償費は支払わないものとする。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
理事会出席報酬等	10,000 円	あり

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び弁償費を支払うことができる。なお、評議員が同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び弁償費はこれを支払わないものとする。評議員報酬の年度総額は定款第八条に定められた金額の範囲内とする。

	報 酬（日額）	弁償費（交通費等）
評議員会出席報酬等	10,000 円	あり

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第 4 条 常勤の理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 1 に定めた額の報酬を支払う。

2 常勤業務執行理事が理事会及び評議会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 に定めた額の報酬を支払う。ただし、常勤理事が施設職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。

3 常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払う。

4 常勤評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表 1 により報酬を支払う。

5 常勤監事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 1 により報酬を支払う。

- 6 非常勤の理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 2 に定めた額の報酬を支払う。
- 7 非常勤の業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 2 に定めた額の報酬を支払う。
- 8 非常勤の理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 2 に定めた額の報酬を支払う。
- 9 非常勤の評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 2 に定めた額の報酬を支払う。
- 10 非常勤監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 に定めた額の報酬を支払う。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員及び評議員に対する報酬等の支給は職員給与の支払日に支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の支給は職員給与の支払日に支給する。
- 3 報酬等は、銀行振込により本人に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次の報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実 費	実 費	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第 8 条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

(施 行 期 日)

1.この規程は、平成 28 年 10 月 27 日より適用する。

(役員費用弁償規程の廃止)

2.この役員費用弁償規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

令和 3 年 6 月 26 日改定

令和 6 年 10 月 31 日改定

別表 1 (常勤役員及び評議員の月額報酬)

名 称	報 酬 額	年の報酬総額上限範囲	弁償費 (交通費等)
理事長 (月額)	750,000 円	9,000,000 円	あり
業務執行理事 (月額)	700,000 円	9,000,000 円	あり
理 事 (月額)	300,000 円	3,600,000 円	あり
評議員 (月額)	150,000 円	2,000,000 円	あり
監 事 (月額)	150,000 円	2,000,000 円	あり

※常勤役員及び評議員とは 1 日の勤務時間 8 時間かつ、年間基準勤務日数 255 日 (年間休日 110 日) を満たす者のこと

別表 2 (非常勤役員及び評議員の日額報酬)

名 称	報 酬 額	年の報酬総額上限範囲	弁償費 (交通費等)
理事長 (日額)	30,000 円	4,500,000 円	あり
業務執行理事 (日額)	20,000 円	4,500,000 円	あり
理 事 (日額)	15,000 円	2,000,000 円	あり
評議員 (日額)	7,000 円	2,000,000 円	あり
監 事 (日額)	7,000 円	2,000,000 円	あり

※非常勤役員及び評議員は、1 日 4 時間以上その職務に従事した場合に支給する